

こどもが生まれたら

出生届

問 市民課 戸籍係 ☎62-7133

届出

生まれた日を含めて14日以内(国外で生まれたときは3か月以内)に、父または母が届出する必要があります。

①父母の住所地 ②子(父母)の本籍地 ③出生地 のいずれかの役所・役場での提出が可能です。

届出の際に必要なもの

- ①出生届(病院で発行された出生証明書添付のもの)
- ②届出人の印鑑(任意)
- ③母子健康手帳

その他の注意事項

- ①名前に使用できる漢字は、常用漢字・人名漢字・ひらがな・カタカナです。
- ②届出人(父または母)の署名・押印(任意)が必要です。
- ③里帰り出産などにより、父母の住所地以外の市区町村へ届出する場合は、出生後の手続きについて、あらかじめ子育て支援課へお問合せください。

未熟児養育医療

問 子育て相談課 母子保健担当 ☎38-1356

未熟児で生まれた赤ちゃんが、指定の医療機関において、入院・治療が必要と認められた場合、その治療に必要な医療費を公費で一部負担する制度です。

出産育児一時金

問(国民健康保険加入者) 国保年金課 国保年金係 ☎62-7129

健康保険に加入している方は、妊娠4か月(85日)以後の出産(死産〔流産〕、人工妊娠中絶を含む)について、出産育児一時金が支給されます。

出産育児一時金の支給額は、1児につき50万円(産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は48.8万円)です。

出産育児一時金は原則として、健康保険から医療機関に直接支払われます(直接支払制度)。なお、直接支払制度を利用せず、健康保険から出産育児一時金を直接受け取ることも可能です。

申請方法など詳しいことについては、現在加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険)、国保組合、共済組合へお問合せください。

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

問 国保年金課 国保年金係 ☎0287-62-7129

国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産(予定)月の前月から4カ月間(※)の国民年金保険料が免除されます。届出をすることで、対象期間の国民年金保険料が納付されたこととなります。(将来の年金受給額は減りません)

(※)多胎妊娠の場合は出産(予定)月の3か月前から6か月間

- ◆届出時期 出産予定日の6か月前から
- ◆届出先 市役所の国民年金担当窓口または電子申請(マイナポータル)
- ◆必要書類 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)、母子健康手帳

国民健康保険税の産前産後免除制度

問 課税課 国民健康保険税係 ☎0287-62-7120

令和5年11月1日以降、本市の国民健康保険被保険者が出産した際に、一定期間の国民健康保険税が免除されます。詳しくは右記QRコードから御覧ください。



広 告

Ohana 助産院 産前産後ケア専門

こんなことに悩んでいませんか? いつでも頼っていいんですよ。

- 母乳に悩んでいる
- 肩や腰が痛くて辛い
- 休む時間がほしい
- 話を聞いてほしい

すべての女性・ママたちへ 悩んで立ち止まったら、Ohana助産院へ 助産師がそばにいます。

妊産婦整体 産前相談 育児相談 母乳外来
産後骨盤ケア 産後ケア 赤ちゃん預かり

那須塩原市太夫塚1-232-567
☎090-1375-7528
✉nshukuko@gmail.com
お申込みは電話またはメールからどうぞ

パパ! 出番ですよ

子どもと遊ぼう

赤ちゃんを仰向けに寝かせ、棒状にしたタオルを子どもが手を伸ばして、つかもうとするまで待ちます。タオルの端をつかんだら、少し引っぱってみます。手を離してしまったら、もう一度チャレンジ。

1歳頃 ひっぱりっこ

出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

こども医療費助成事業

問 子育て支援課 給付係 ☎46-5533

18歳に達する年度末までのお子さんを対象に、医療費(保険診療分のみ、食事療養費は除く)を助成します。

受給資格の登録

出生届や転入届の提出後に登録手続きを行い、受給資格者証を交付します。お子さんが加入予定(または加入中)の健康保険証と通帳(保護者名義のもの)、印かんが必要になります。

助成内容

◆0歳から12歳(未就学児・小学生相当年齢)(ピンク色の受給資格者証)

県内医療機関等の窓口で、受給資格者証とお子さんの健康保険証を提示すれば、保険診療の自己負担額について、窓口払いが不要になります。(現物給付方式)

ただし、県外及び県内の一部の医療機関等(整骨院・接骨院などの柔道整復関係、針灸等)では、窓口で保険診療自己負担額を支払い後、こども医療費助成申請書にて申請してください。後日、口座に振り込まれます。(償還払い方式)

◆13歳から15歳(中学生相当年齢)(白色の受給資格者証)

助成内容は0歳～12歳(未就学児・小学生相当年齢)と同じです。(県内医療機関等について現物給付方式)

◆16歳から18歳(高校生相当年齢)(ベージュ色の受給資格者証)

医療機関等の窓口で支払い後、こども医療費助成申請書で申請してください。保険診療自己負担額が助成されます。

償還払い方式の注意点

※申請期間は、受診した日の翌月から1年以内です。

(例:4月受診分⇒5月1日から翌年4月30日まで)

※申請書は受診者1人につき1枚ご記入ください。(押印不要)

※郵送での申請は消印日が受付日となります。(郵送料は自己負担)

児童手当

問 子育て支援課 給付係 ☎46-5533

手当の内容

高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)までの児童を養育している方に支給される手当です。

支給対象	0歳から高校生年代まで (18歳到達後の最初の年度末まで)
所得制限	なし
手当月額	●3歳未満 第一子・第二子:月15,000円 第三子以降:月30,000円 ●3歳～18歳到達後の最初の年度末まで 第一子・第二子:月10,000円 第三子以降:月30,000円
第三子以降の算定対象	22歳到達後の最初の年度末まで(注)
支給月	偶数月(年6回) ※各前月までの2か月分を支給

(注)21歳、14歳、7歳の三人のお子様を養育している場合

→21歳のお子様を第一子、14歳のお子様を第二子、7歳のお子様を第三子と数えます。支給対象児童は14歳のお子様と7歳のお子様となり、14歳のお子様は第二子の月額、7歳のお子様は第三子以降の月額が適用されます。

手当を受給するには

- 申請は、出生や転入の翌日から数えて15日以内に行ってください。手続きが遅れた場合、受給できない月が発生する場合があります。公務員の方は勤務先での申請となります。

申請に必要なもの

- マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類、健康保険証(父母のうち所得の多い方のもの)、通帳(父母のうち所得の多い方のもの)、マイナンバーがわかるもの(父母及び大学生相当年代の子)

その他

すでに受給している方で、住所、氏名等の変更や児童の養育状況に変更があった場合、届出が必要になることがあります。

ぴったりサービス(オンライン行政手続き)

児童手当の電子申請(オンライン申請)を行う際の注意事項等についてご案内しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

市HP



子どもと遊ぼう



バスタオルを2回ほど結び、タオルのボールを作ります。お座りしている子どもの胸あたりに投げて、キャッチさせます。子どもにタオルボールを**抱っこ**させ、「つかむ」感覚を覚えさせましょう。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

ワクチン名	種別	接種確認 (受けたら チェック)	年齢																																				
			2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	11か月	1歳	1歳2か月	1歳3か月	1歳6か月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳							
定期予防接種	BCG	1 回□	← ① →																																				
	MR (麻しん・風しん)	1 期□ 2 期□												← ① →														← ② →											
	水痘 (みずぼうそう)	1回目□ 2回目□												← ① →		← ② →																							
法定外 予防接種	おたふくかぜ	1 回□ 2 回□												← ① →														← ② →											
定期予防接種	日本脳炎	1回目□ 2回目□ 追加□ 2 期□	← →											← ① ③ →		← ② ④ →																							
	二種混合 (ジフテリア・破傷風)	1 回□												← ① →																									
	ヒトパピローマ ウイルス感染症 (子宮頸がん)	1回目□ 2回目□ 3回目□												← ① ② ③ →																									

矢印は接種可能な年齢を示しています。①、②などの数は、接種回数です。■は、望ましい接種期間です。

- 那須塩原市では、すべての予防接種が各医療機関での「個別接種」となります。予約をして、必ず母子健康手帳を持参し、なるべく標準的な接種期間内に受けるようにしましょう。対象となる年齢や受け方などについては、生後1か月後に送付されるお知らせでご確認ください。(市の広報紙やホームページでもお知らせしています。)なお、決められた期間を過ぎると、費用助成が受けられない場合がありますので、注意してください。
- 予防接種を受ける前は必ず、「予防接種とこどもの健康」をお読みください。
- おたふくかぜについては、一回に限り費用の一部を助成しています。
- 法改正などにより、内容が変更になる場合があります。

— 広 告 —

内科・リウマチ科・整形外科・アレルギー科・小児科・呼吸器内科

那須高原クリニック

Nasu Kogen Clinic

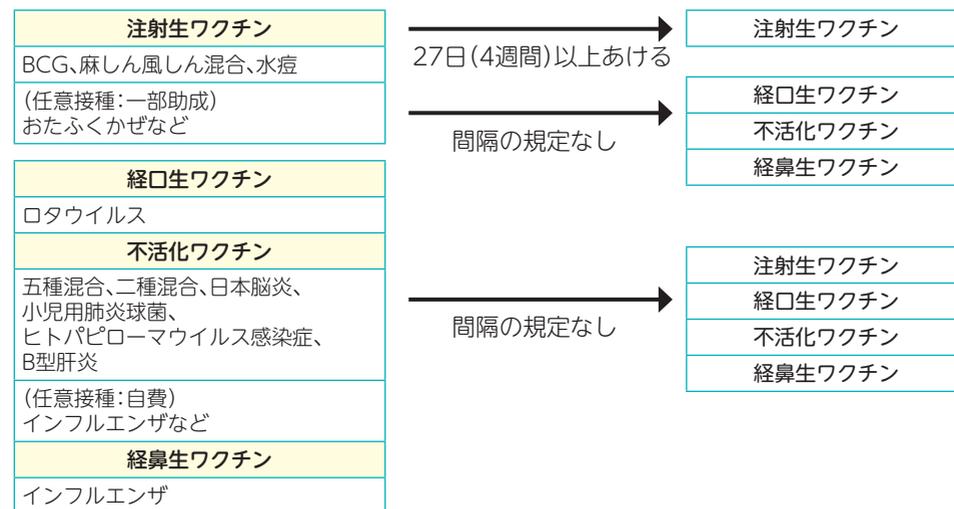
診療時間 午前9:00~12:30(月曜~土曜) 午後3:00~6:30(土曜日のみ2:00~4:00)

受付は診療終了の15分前までとなります 休診日 日曜・祝日

那須塩原市唐杉31-2 ☎(0287) 67-2701 FAX(0287) 67-2702

※里帰り出産などにより、那須塩原市の委託医療機関以外で予防接種を受ける場合は、事前の手续が必要になります。接種前に余裕をもって健康増進課へご相談ください。(郵送での手続きも可能です。)

他の種類のワクチンを接種する場合の間隔



◆接種間隔について

- ①接種日を0日目と数えます
- ②27日以上あける⇒28日目から接種可能です

予防接種を受けるにあたっての注意

- 37.5℃以上の発熱がある場合は、法令上接種できません。
- 母子健康手帳は忘れずにお持ちください。お持ちにならないと接種を受けることができません。
- 予防接種は体調の良い時に受けましょう。

病気後の予防接種の間隔

病気	治ってからの間隔	病気	治ってからの間隔
麻しん(はしか)	4週間	突発性発疹	1週間から2週間
風疹(三日はしか)	2週間から4週間	手足口病	
水痘(みずぼうそう)		伝染性紅斑(りんご病)	
おたふくかぜ		インフルエンザ	

※いずれも目安であり、当日のお子さんの状態により医師の判断で接種できないことがあります。

子どもの健康診査

問 子育て相談課 母子保健担当 ☎38-1356

対象のお子さんには受付時間などを個別に通知でお知らせします。
実施場所は黒磯保健センターまたは西那須野保健センターです。

種類	対象	内容
4か月児健診	4か月を迎えるお子さん	身体計測・発達確認・内科診察・離乳食指導・ブックススタート
10か月児健診	10か月を迎えるお子さん	身体計測・発達確認・内科診察・離乳食指導
1歳6か月児健診	1歳6か月を迎えるお子さん	身体計測・内科診察・歯科診察・歯科指導・各種相談
2歳児歯科検診	2歳6か月を迎えるお子さん	身体計測・歯科診察・歯科指導・各種相談
3歳児健診	3歳6か月を迎えるお子さん	身体計測・内科診察・歯科診察・尿検査・目の検査・各種相談

疾病の早期発見を目的に、医療機関において1か月児健康診査を行います。母子健康手帳別冊の1か月児健康診査受診票をご利用ください。

●乳幼児期の最後の健診として、5歳を迎えるお子さんを対象に、通園している各保育園、幼稚園などで5歳児健康診査を行います。

子どもの相談

- 問 ①子育て相談課 母子保健担当 ☎38-1356
 ②子育て相談課 児童家庭担当 ☎46-5537
 ③子育て支援課 子ども福祉係 ☎46-5532

事業名	日時	場所	内容等	問合せ
育児・発達相談	月2回※予約制 受付時間 9:30~10:30、 13:00~14:30	黒磯保健センターまたは西 那須野保健センター	計測・育児相談 ※母子健康手帳、バスタ オルを持参	①
家庭児童相談	市役所開庁日 随時	子育て相談課	18歳までのお子さんと 保護者を対象に、家庭に おける子どもの養育に 関する相談	②
子育て コンシェルジュ による子育て相談	月~土 10:00~13:30	子育てコミュニティ広場 (イオンタウン那須塩原内)	乳幼児と保護者を対象 に、育児相談	③



『そろって本当?』 子育ての疑問 Q & A

Q だっこばかりしていると抱きぐせがついて、手がかかる?

A だっこは大事なスキンシップ!

昔は「抱きぐせ」がつくと赤ちゃんがだっこを求めて泣くようになると言われていましたが、だっこは大事なスキンシップ!心の成長に必要なので、たくさんだっこしてあげてください。

